

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏名	所属庁・官職	派遣先
森田 亮	神戸地方・家庭裁判所 尼崎支部 判事補	カナダ・バンクーバー University of British Columbia
提出書面		
平成26年5月5日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成25年4月1日～同年5月5日）		
平成26年4月1日～同月8日		
引き続きブリティッシュコロンビア大(UBC)ロースクールにて授業聴講		
同月3日	■■■■■	主催クラス打上げパーティ参加
同月15日～17日	リッチモンド地区裁判所（■■■■■）	訪問
同月24日	州高位裁判所（■■■■■）	訪問
同年5月2日	当地日系人親睦会「花金ランチ」	出席
キーワード欄		
1 UBCロースクールでの受講科目等		
2 Family Duty Counsel（家事当番弁護士）		
3 当地法曹関係者との面会		

平成25年5月5日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

判事補海外留学研究員 (カナダ・UBC)

神戸地方・家庭裁判所尼崎支部判事補 森田 亮

第7回報告

前略

前回の報告から約1か月が経ちました。以下、その経過を報告いたします。

1 UBC [REDACTED]

(1) クラスの打上げパーティ参加 (4月3日)

春学期には [REDACTED] ご担当の憲法訴訟 (Charter Litigation) の講義を聴講していましたが、学期の終了に当たり、 [REDACTED]

[REDACTED] 他の学生らと交流する機会を得ることができました。また、初めてホームパーティに参加し、当地の文化に触れるよい機会にもなりました。

(2) [REDACTED] の京都出張について

以前に途中経過をご報告していましたが、 [REDACTED] が [REDACTED] で開催された法教育に関する会議に参加される予定だったため、以前にバンクーバーに派遣されていた京都地裁の小津判事補をご紹介しました。小津判事補には異動期の忙しい時期にもかかわらず、快くご協力いただき、教授には京都地裁に訪問していただく段取りとなっていたのですが、直前に教授が [REDACTED] されてしまったため、京都地裁の訪問も実現できませんでした。日加の交流を深めるよい機会になると思っていたので、非常に残念ですが、今は [REDACTED]。

2 UBC春学期終了後の研究活動について

4月上旬でUBCロースクールの春学期が終わりましたので、その後は、授業の復習も兼ねて最高裁から依頼のあった「カナダ司法制度の概要」の資料作成のための調査

をしつつ、裁判所の訪問などを行っています。

3 リッチモンド地区裁判所訪問（4月15日～17日）

3日間にわたり同裁判所の [] を訪問し、 [] が担当されていた刑事事件（ [] の事件で、 [] を理由に刑事責任能力を争っている事案）のほか、家事法廷などを傍聴することができました。

当地では、家事事件において、無料で弁護士の支援を受けられるというサービスが提供されています。これは州政府等からの出資を受けて法律扶助(legal Aid)などを提供している非営利団体“Legal Service Society”が提供しているもので、所得制限はありますが法律扶助よりもその要件は緩やかです。家事法廷の開廷日（リッチモンド地区裁判所の場合は木曜日）に当番の弁護士(Family Duty Counsel)が裁判所に控え、期日出頭のために裁判所に来た当事者で、弁護士を選任していない人たちの相談を受け、口頭での法的アドバイスの提供や裁判所への提出書類の整理などの援助をします。法廷にも立ち会うことができ、当事者の主張を代弁し、和解協議にも関与します。傍聴した事件では、相手方が欠席した事件で、申立人に対する尋問をしていました。もっとも、当事者間で対立のあるトライアルへの関与等はできませんし、同一弁護士による継続的な援助も想定されていないので、代理人というよりは補助者といったイメージです。当日は弁護士を選任していない当事者のほとんどがDuty Counselの援助を受けていました。当番に来ていた [] にお話をうかがうと、短時間で当事者から話を聞いて必要な情報を得るのは大変であり、できることも限られてはいるが、当事者にとっても、裁判所にとっても有益なサービスであると思うとおっしゃっていましたが、そのとおりだと感じました。同弁護士からは、家事事件一般についても、ご意見をうかがうことができ、大変参考になりました。

なお、訪問初日には、UBCの客員研究員である [] その知人でサイモン・フレイザー大学(Simon Fraser University)に派遣されている [] を同伴し、 [] を紹介しました。 [] からも毎年裁判官や検

察官が複数バンクーバーや周辺都市に派遣されていますが、これまで当地の裁判官との交流がなかったようで、[REDACTED]のお二人からは大変感謝されました。

4 高位裁判所訪問（4月24日）

高位裁判所の[REDACTED]を訪問し、昨夏に訪問した際にも傍聴した、事実誤認により子供を保護された母親が州政府に対し賠償を求めた事案の最終弁論を傍聴しました。当地では最終弁論も相応の時間を取って口頭でされますが、裁判官もその場で適宜釈明をしていくのが印象的でした。同事件に関しては、同じく[REDACTED]が担当された関連する前訴の判決文を以前にいただいていたので、訪問前に、その判決を読み、当日は事件に関することなどを質問させていただきました。

さらに、[REDACTED]には、後日、メールで、BC州の新しい家族法(Family Law Act)に関する質問をしたところ、裁判所の家族法委員会の[REDACTED]

[REDACTED]をご紹介いただきました。同判事はバンクーバーから350kmほど離れた、カムループスの高位裁判所で執務されており、お会いすることはできなかったのですが、州政府の新法解説を添付してメールでご回答いただき、大変参考になりました。

以上、この間の経過について、ご報告させていただきました。

早々

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏名 森田 亮	所属庁・官職 神戸地方・家庭裁判所 尼崎支部 判事補	派遣先 カナダ・バンクーバー University of British Columbia
提出書面 平成26年6月23日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成25年5月6日～同年6月23日） 平成26年6月3日 高位裁判所（ ） 訪問 同月5日 及び と会食 同月6日 当地日系人親睦会「花金ランチ」出席 同月9日 ポートコキトラム州地区裁判所 訪問 同月14日 らと会食 同月16日 高位裁判所 訪問 同月20日 氏面会		
キーワード欄 1 子の監護紛争 2 当地法曹関係者訪問（高位裁判所長官への帰国挨拶等）		

平成26年6月23日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

判事補海外留学研究員（カナダ・UBC）

神戸地方・家庭裁判所尼崎支部判事補 森田 亮

第8回報告

前略

前回の報告から約1か月余りが経ちました。以下、その経過を報告いたします。

1 「法曹」の原稿作成及び「カナダ司法制度資料」編集

5月中は主に、[REDACTED]と、最高裁から指示のあった「カナダ司法制度資料」編集の各作業をしました。「法曹」では派遣先での生活等実体験について記述されているものが多いように思いますが、私は研究の過程で知ったカナダ最高裁の特徴的な判例をいくつか紹介することとしました。

2 高位裁判所訪問（6月3日）

高位裁判所の[REDACTED]を訪問し、子供の監護が問題となっている事案、特に、高葛藤のカップル間の紛争についてインタビューをしました。[REDACTED]はこれまでも日本人裁判官の研究にご協力いただいていた方です（直近では小島判事によるクラス・アクションの調査にご協力いただきました。）。UBCで聴講していた家族法の講義の中で、高葛藤の元夫婦間の子供の監護に関する事案に関する同判事の判決を読む機会があり、同判決について詳しいお話をうかがいました。同判決は別居後の夫婦の間の適切な意思疎通が困難ないわゆる高葛藤の事案において、母親に単独の法的決定権(guardianship)を認めた上で、父親に面会交流の機会を与えたものです。高葛藤の事案でも面会交流の頻度を特別に少なくすることはしない（この事案では週に1度のウィークデーの宿泊と隔週の週末の宿泊）が、子の受渡しの方法や連絡の取り方等について細かく取り決めをすることがあることなどをご説明いただきました。共同親権制

度の下で具体的にどのような判断がされているかが知れて大変参考になりました。

3 ポートコキトラム地区裁判所訪問（6月9日）

ポートコキトラム地区裁判所の [] を訪問し、終日法廷傍聴をさせていただいたほか、意見交換等をさせていただきました。既に報告のとおり、 [] [] ですので、日加の法制度や社会の違いについて、有意義な意見交換をすることができました。

なお、以前、 [] らが計画されていた当地裁判官らによる日本出張が東日本大震災の影響で中止になったという経緯があったようですが、来年にでも改めて計画したいとおっしゃっていました。実現可能性はなお判然としませんが、是非実現していただき、日本で再会できればと思っております。

4 [] らとの会食（6月14日）

[] 他の日本人客員研究員（ [] [] （憲法）、 [] （刑法））の方々と会食しました。既に報告のとおり、UBCにおける客員研究員による聴講については、ルールどおりの運用が求められることになりそうですが、 [] からは、日本の裁判官については客員研究員として受け入れてきた長い経緯があるので可能な範囲で柔軟な対応をしていきたいとお話をいただきました。

5 高位裁判所 [] ご挨拶（6月16日）

高位裁判所の [] を訪問し、1年間の研究にご助力いただいたことについてお礼を述べて帰国のご挨拶をし、併せて、今後の引続きのご助力をお願いしてまいりました。

以上、この間の経過について、ご報告させていただきました。最後になりましたが、秘書課長及び秘書課担当者の皆様には1年間にわたり研究活動をサポートしていただき、感謝申し上げます。

早々